

2021年7月30日

京都府知事
西脇隆俊 様

京都社会保障推進協議会
議長 渡邊 賢治

コロナ禍における国民健康保険制度の改善を求める申し入れ

貴職の府民のいのちと健康を守る日々のご奮闘に敬意を表します。

さて、コロナ禍における府民のいのちと健康、暮らしの状況は、出口が見えない中でますます厳しいものがあります。とりわけ国民健康保険加入者は、約4割といわれている無職者や小規模事業者、非正規労働者などで構成されており、新型コロナウイルス感染症の大きな影響を受けています。

2021年度の政府の予算案に基づく国民健康保険被保険者への施策には、私たちの要求が一定反映されていますが看過できないものもあります。国民健康保険制度が憲法25条の定める社会保障の柱として「受療権」を守る制度となり、被保険者にとって諸問題の解決・改善に向かうものとなるよう以下の要求を申し入れるものです。

記

(1) 新型コロナウイルス感染症対策としてつくられた傷病手当金で多くの加入者が救われましたが、傷病手当は事業主やフリーランスを対象にしていません。このような中で、和歌山市が、自治体独自に傷病手当を事業主やフリーランスにも対象とするなど、全国で様々な国を上回る制度が導入されています。京都府が、国に対して傷病手当の対象を事業主やフリーランスにも拡大・充実するよう強く要請するとともに、国の改善を待たずに、府独自の施策として傷病手当の対象者を、事業主やフリーランスにも拡大・充実すること。

(2) 国保コロナ特別減免は、国からの財政支援が引き上げられました。それに加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点、被保険者のいのちと暮らしを守る観点から以下を要求します。

- ① 2021年度の国保コロナ特別減免は、「コロナ禍の影響で2021年度の収入が、前年比30%以上の減少が見込まれる場合に活用できる」とされています。国保コロナ特別減免は、2020年度に「収入が前年比30%以上の減少が見込まれる場合に活用できる」と始まったものです。2021年度の比較年度が2020年であるな

ら、コロナ禍で大きな影響を受けた前年よりもさらに30%売上げが減少しなければ、特例減免を受けられないこととなります。売上げ減少の比較は、新型コロナウイルス感染症拡大以前の2019年とすべきです。そうでなければ、国保加入者のいのちと暮らしを守ることはできません。この点を、京都府が国に対して強く要望されること。

② 国保コロナ特例減免への国の特別調整交付金で財政支援する割合が、今年度から引き上げられました。しかし、もともと高すぎる国保料・税に苦しめられてきた国保加入者の暮らしは、コロナ禍でさらに深刻なものとなっています。このような中で、埼玉県は、減免をさらに充実させるために10分の10に足りない分を、県と市町村が折半して、国保加入者の負担軽減を行っています。京都府も、全国の先進事例にならって国保加入者の負担軽減を行われること。

(3) 京都府として、コロナ禍における国民健康保険加入者の生活実態を調査・把握し、国民健康保険加入者のいのちと健康・暮らしを守るために、実態に基づいた実効ある施策を作成されること。

以上